

書評

クロード・トリュショ著 (2008)
西山教行・国枝孝弘・平松尚子訳 (2019)
『多言語世界ヨーロッパ―歴史・EU・多国籍企業・英語』
大修館書店、216頁

藤 井 碧

本書は *Europe : l'enjeu linguistique*, La Documentation française, 2008. (原題『ヨーロッパ: 言語をめぐる争点』) の全訳であり、ヨーロッパにおける言語政策の通史を社会や政治との関連から辿り、現代に通じる言語問題を提起するものである。著者クロード・トリュショは、英語学や言語政策論を専門とするストラスブール大学名誉教授である。1992年頃より欧州機関の言語政策に関する研究を行い、2008年以降はヨーロッパにおけるリングア・フランカとしての英語の使用拡大について、教育や経済の国際化の文脈と関連付けて分析している。「訳者まえがき」にあるように、ヨーロッパ言語史研究におけるフランス人研究者の功績は大きく、トリュショもその一人に数えられる。本書は、比較言語の視点から個別言語の歴史を並列するものではなく、社会言語学の視点からヨーロッパというひとつの空間における諸言語の衝突や諸言語間のヒエラルキーの様相を示している点で特徴的である。

日本では近年、主要大学における全学共通科目の英語化¹⁾や、大学入学共通テストへの英語民間試験の導入をめぐる議論²⁾をきっかけとして、英語教育政策に関心が集まっている。しかし、なぜ英語を学ぶのか、なぜ外国語を学ぶのかという議論には発展していない。一方、ヨーロッパは多数の言語が関わり合う地理的条件にあり、人的移動の促進という明確な目標のもとに複言語主義が推進されている。ヨーロッパを対象とした言語政策研究においては訳者が第一人者であり(西山 2011, 2010, 2009)、他に欧州評議会による言語政策の策定ガイドの翻訳(山本 2016)や、EU各国と欧州評議会の言語教育政策を概観した著作(大谷他 2010)がある。トリュショについては、高等教育の英語化に関する論文の翻訳と解説(古石 2017)がある。訳者は2008年と2014年すでに、国際研究集会に著者を招聘するなど交流を深めており³⁾、今回は満を持しての翻訳出版となった。

第1章から第4章では、ヨーロッパ言語の通史が示される。近代以降に国家機関は行政や教育を通して間接的に言語状況を管轄し、場合によっては法的拘束力も行使しながら言語政策を行った。ところが現在は経済のグローバル化が進展し、国家機関の権力が弱まりつつある。このようななかで著者は「超国家権力」「多国籍企業」を新たな言語政策のアクターとして捉えている。とりわけ超国家権力の言語政策は、経済活動の拡大が最重要視されるなかで見過ごされてしまう個人の権利を、国家単位ではなく世界規模で保障するという動機にもとづくものと論じている。

第5章では超国家機関による言語政策を分析している。欧州連合をはじめとする超国家機関は、機関内部の公用語や作業語の使用について政治的な決定を行っている。その第一の特徴は、国家機関による言語政策よりも強制力が弱いことである。これは超国家機関があくまで加盟国に対して補完的な権限しか持たないことに因る。実際、超国家機関において理念や憲章などの上位レベルでは多言語主義の理念を掲げていても、会議や資料作成など下位レベルでは多言語使用が実践されているとは限らない。特に下位レベルでの言語使用については、組織ごとに様々なあり方が見られる。

第二の特徴は、超国家機関による言語使用のなかに英語使用への支持が認められる点である。著者はこの背景として、「交流に必要なコミュニケーションを実際のところ成立させるのは経営者や組織、個人であり、公権力は介入することもなければ、事前に制約を決定することもない(p. 105)」という原理を提示している。すなわち、自由経済を重んじ、これを推進するために結束するヨーロッパにおいて、個人や法人による経済活動が抑圧されない限りはいかなる活動も制約されない。グローバル化時代に言語間の均衡は守られるべきものであるが、強制力を働かせることはできないというジレンマを超国家機関は抱えている。

欧州連合が1989年に開始した「リングア計画」は、語学留学や交流を通じて学生が外国語を学ぶことを期待して立ち上げられた。1987年開始の「エラスムス計画」も、高等教育機関への留学を促進し、学生自身が多くの言語や文化に接触する機会を提供するものである。しかし、学生間の交流の現場では、学生の出身国の言語や留学先の現地語ではなく英語が特権的に使用されていることが調査で明らかになった。このような問題は認識されているものの、超国家機関はヨーロッパの学生に対してなんら拘束力を行使できない。

第6章では、多国籍企業の言語政策を取り上げる。国家機関とは異なり、多国籍企業は自らの利益拡大のためにある程度の執行力をもつ。そして、進出先の言語への理解促進や、社内言語としての英語使用の宣言、多言語推進というスローガンの主張によるイ

メージアップといった戦略を実行する点で、現代的な言語政策の主体といえる。多国籍企業はこれらの戦略を通じてある言語の使用を特権化し、他社との利害競争を行う。多国籍企業においても、英語能力が採用や昇進の条件となる場合があり、ここにも英語の役割の増大がみられる。

第7章では、なぜヨーロッパで英語の使用が拡大したかを、大学教育や文化活動の領域における言語間のヒエラルキー形成の経緯から明らかにする。前章で著者は「英語を使うことは、英語が必要であることとはおそらく関係がないといわなければなるまい(p. 142)」と述べ、英語の地位の拡大が英語それ自体の性質からくるのではなく、英語をとりまく社会的文脈によるものという側面を明らかにした。一方、現状では英語への過信から、逆に社会のヒエラルキーが生まれているという。

教育分野では英語への過信が顕著である。例えば出身国の言語による学位が他国では承認されないために「もっぱら英語のみが国際的なラベルを保証するように見える(p. 153)」という学生は多い。また、英語での教育プログラムを持つ大学とそうでない大学の間、また英語での教育を受けられる社会階層と国語での教育にとどまる階層の間など、英語が能力の標識となって社会に様々な格差が生まれている。

第8章では、諸機関がどのような方策で言語政策を実行するかをまとめ、現代の言語政策の傾向を抽出する。以前は、フランスのように法律を制定し国語を保護することがもっぱら言語政策と考えられてきた。しかし現在こうした法律は、個人の権利が侵害されたときに援用されるものに変容している。このように言語政策の実践の方法は固定的なものではないため、時代の要請に沿った方策を検討し続ける必要がある。

著者は今後の言語政策が「さまざまな言語の知識を振興すること」のために行われるべきだと論じている。すでにヨーロッパには英語による単一的な教育を批判する論者も存在し、公的レベルで多言語教育を支持する動きもみられる。その一例は欧州評議会による「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)⁴⁾」であり、これは言語教育が「(英語という)唯一の言語によってではなくまた英語が作り上げている市場によってではなく実現するのであれば、言語教育の多様化の道具となりうる(p. 176)」と提言している。

補章は全訳出版に際して著者が近年のヨーロッパ情勢と言語問題をまとめたものである。原著の出版された2008年から、今回の全訳出版まで10年以上が経過した。言語問題につながる最も大きな社会の変化は移民問題である。受け入れ社会への統合に必要な言語教育や出身言語の継承といった問題に対して、公権力は介入することが難しい。人口減少を理由に労働者派遣を促進する場合にも、受け入れ国と送り出し国のどちらが言語教育を行うかという問題が生じる。どのような形で言語の多様性と社会統合を両立す

べきか、議論する必要がある。また、2013年のウクライナ危機、2017年のカタルーニャ危機などの分離独立運動からは、土地固有の言語への帰属意識の強さを読み取ることができる。これらは国内問題であるが、見過ごしていれば隣国や超国家機関の活動にも影響が生じ、国際問題に発展することも考えられる。

移民問題や分離独立運動というヨーロッパの近況からは、多言語主義の推進という理念と、言語使用の画一化という現実が示された。本書を通じ、このような現状を史的また動態的なものとして捉えることの重要性を学び取ることができる。ヨーロッパの言語史を踏まえ英語化の現状を批判し、言語的多様性の推進を主張することでは根本的な問題解決に結びつかない。そこでまず本書のように言語間の衝突の歴史を振り返ると、ある言語への偏向が当該言語それ自体の文化的威信や実用性によって進んだのではないと理解でき、言語を取り巻く社会の変化と関連付けて現状を分析することが可能になる。

そして、言語使用の現状を批判的に見ることを忘れてはならない。著者は「決定権に関わる事象が1言語だけで行われるヨーロッパと、運営に関わる事象がヨーロッパ市民の各言語で行われるヨーロッパ」(p. 102)という二分化が進むことを危惧している。ヨーロッパ内の多言語の推進という目標に対して、1人あたり年間0.21ユーロという翻訳費は「コスト」とみなされるのであろうか。現在の欧州では、多言語の推進により人的移動を促進し、経済活動を発展させるという政策目標に照らし合わせながら、言語が投資資源となるかどうか問われている。一方、日本では英語教育の運用面に政策課題が集中しており、英語が選ばれる根拠や、外国語教育が目指す人材育成の目標などが議論される日は遠いように思われる。

注

- 1) 「京大、一般教養の半分英語で 外国人教員 100 人増」『日本経済新聞』2013年3月12日 www.nikkei.com/article/DGXNASDG1204D_S3A310C1CR8000/ (2019年8月26日閲覧)
- 2) 「教育業界に戸惑い広がる、英語民間試験の導入延期発表」『日本経済新聞』2019年11月1日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51678080R01C19A1I00000/> (2019年12月2日閲覧)
- 3) トリュシヨは2008年、京都大学国際高等教育院主催の国際研究集会「大学における外国語教育の二つの挑戦：多言語教育と自律学習」に招聘された。2014年には、京都大学人間・環境学研究科主催の国際シンポジウム「大学教育の国際化とは何か」

に招聘された。

- 4) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment (CEFR). Council of Europe, 2001. www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages (2019年8月26日閲覧)

文献

- 大谷泰照他 (2010) 『EUの言語教育政策 - 日本の外国語教育への示唆』大修館書店
- 古石篤子 (2017) 「解説 トリュシヨ (Truchot) 論考の意義 - 高等教育の「英語化」に対する警鐘 -」『言語政策第13号』日本言語政策学会 101-117
- 西山教行
- 共著 (2011) 『マルチ言語宣言：なぜ英語以外の外国語を学ぶのか』京都大学学術出版会
- 共著 (2010) 『複言語・複文化主義とは何か - ヨーロッパの理念・状況から日本における受容・文脈化へ』くろしお出版
- (2009) 「『ヨーロッパ言語共通参照枠』の社会政策的文脈と日本での受容」『言語政策』第5号 日本言語政策学会 61-75
- 欧州評議会言語政策局 山本冴里訳 (2016) 『言語の多様性から複言語教育へ - ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』くろしお出版

藤 井 碧